

牧之原市立片浜小学校いじめ防止基本方針

平成26年7月30日制定

いじめ防止対策推進法第13条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

0 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

「いじめ」は、「どの学校でも、どの学級でも起こりうるもので、いじめ問題に全く無関係な児童はいない」という共通認識に立って、児童が安心して本校の教育活動に取り組むことができるように、未然防止や早期発見、対応を全職員が行うという認識が必要である。さらに、この考え方は、学校の教員のみならず、保護者や児童の家族、地域が共有すべきものであるという認識に立つ。

（2）学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、本校に在籍する児童等の保護者及び家族、地域住民、教育委員会相談担当、スクールカウンセラー、子育て支援課担当者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われる時は適切かつ迅速にこれに対処する責務を負う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの予防及び対応のための実効的に行う組織として、校長、教頭、教務主任、養護教諭、担任、必要に応じてPTA本部役員による「いじめ対策委員会」を設置する。尚、本委員会には、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの参加協力を依頼する。同委員会は、定期的開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめが発見された場合には臨時にケース会議を開催し、早期の対応を行う。その際、どんな小さいいじめであっても、校長、教頭、生徒指導主任、担任による話し合いをもつ。

3 いじめの未然防止の取組

（1）誰もが意欲的に取り組む授業づくり

学校の中心は授業である。そのために、教職員は、日々の授業の充実を最重要課題と

して、子どもたち自らが主体的に考え判断し行動する授業を積極的に展開する。このことにより、子どもたちが学校生活を充実したものであると実感できるようにする。

(2) 道徳教育の充実

「いじめは決して許されるものではない」という認識のもと、道徳の授業を核とした道徳教育を充実する。豊かな人間関係を育成するために、「あいさつ」「しっかり聞きはつきり話す」「進んで働く」という本校の「3つの自慢」を児童及び教職員が常に意識する。

また、担任は、「信頼友情」「公平公正」等の道徳の指導項目を重点的に指導することと、そのための資料の充実を行う。

(3) 地域と一体となった体験活動の展開

本校には、本校ならではの素晴らしい体験活動の素材が充実している。「人」「もの」「こと」といった様々な関わりを通して、思いやりのある豊かな人間性を育む。特に、「イチゴづくり」「切り干しづくり」「JRC 活動」などの具体的な実践を継続的に行う。

(4) 縦割り活動の重視

小規模校の良さを活かし、1年生から6年生までで縦割り班を構成し、様々な教育活動の中で「縦割り班活動」を行う。上級生は下級生を思いやり、下級生は上級生を慕いながら活動することで、いじめのない温かな人間関係を醸成する。

また、「全校遊び」などの子どもたちの企画する温かな人間関係を育む活動を大切にす

(5) 交流活動の充実

小規模校同士の交流活動や近隣の小学校との交流活動を意図的に計画し、他と交わる中で人としての生き方や考え方を身につけていく。

(6) 学級経営の充実

少人数学級及び複式学級の編成をする本校においては、担任は、子どもたちの温かな人間関係が揺らぐことのないような学級経営を心がける。

(7) インターネットの正しい利用方法の習得

スマートフォンやインターネットの SNS 等による陰湿ないじめが問題となっていることから、本校においても子どもたちと保護者を対称とした「情報モラル講座」を実施する。また、定期的に子どもたちのスマートフォンやゲームなどの利用状況を把握し、必要に応じて積極的な指導を行う。

また、保護者を対象とした講座も同時に実施し、インターネット利用時の問題を防ぐためには法的に保護者の指導監督が定められていることを理解させる。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年間3回(7月 12月 3月)児童に対してアンケートを実施する。実施した結果については、職員会議等で職員が共有し、子どもたちの指導に活かす。また、結果を、教育委員会へ報告する。

(2) 教育相談の実施

児童に対しては、必要に応じて担任との教育相談を実施する。また、保護者とは7月及び12月に教育相談期間を設けて話し合いを行う。

(3) スクールカウンセラーによる相談の実施

必要に応じて、定期的に訪問するスクールカウンセラーと児童または保護者が教育相談を実施する。

(4) 本読みカードや日記による悩み事の把握

担任は、日々の「本読みカード」「日記」などで、いじめまたはいじめにつながるような行動がないか把握する。

(5) 連絡帳の活用

担任は、不定期に保護者と連絡帳を通して児童の生活の中で気になることの把握を行ったり学校から子どもの様子について伝えたりする。

(6) いじめ防止に関する研修会の実施

生徒指導主任が中心となって、年間 2 回教職員による「いじめ防止に関する研修会」を実施する。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 本校職員が、児童及び保護者からいじめに関する相談を受けた場合、または、いじめと判断される行為を見つけた場合には、速やかに生徒指導主任に連絡をする。また、連絡を受けた生徒指導主任は担任とともに、管理職（校長・教頭）に報告をする。
- (2) 校長は、直ちに校内いじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめの経過についての詳細を分析する。そして、いじめに該当すると判断した場合には事実確認を行うとともに、その対応策を講じる。さらに、その結果を牧之原市教育委員会学校教育課へ報告する。
- (3) いじめの事実確認後は、該当児童に直ちにいじめをやめさせて、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、保護者に対する助言を継続的に実施する。
- (4) 校長は、いじめの度合いによっては、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行うなどして、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう手立てを講じる。
- (5) 犯罪行為と受け取れるいじめの事案については、教育委員会と連携し警察署へ連絡をする。さらに、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに警察へ相談し、連携して対応する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時（児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）
- ② いじめにより、児童が継続的に欠席をしたり不登校になったりして学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった時

(2) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合には、校長は直ちに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 教育委員会の判断により、学校が主体となって事態の調査にあたる場合には、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③ いじめを受けた児童と保護者に対して、適切に情報を提供する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

7 その他

- (1) 「牧之原市立片浜小学校いじめ防止基本方針」は、保護者へ配布する。また、ホームページでも公開する。
- (2) 長期休業中の事前及び事後指導を行い、いじめの防止に取り組む。

【重大事態への対応フローチャート】

